

特別障害者手当認定基準表（重複して障害をお持ちの方）

◎重複障害についての認定基準

- ①「A表の1から7のうち2項目が該当している方」
 - ②「A表の1から7のうち1項目該当していて、B表の1から11のうち2項目該当している方」
- 以上の①または②に該当する方

A表	
1	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの 一眼の視力が0.04で、他方の眼の視力が手動弁以下のもの 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ 両眼中心視野角度が28度以下のもの 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力がそれぞれ100dB以上
3	両上肢の機能に著しい障がいがあるもの (※両上肢それぞれの肩、肘及び手の三大関節のうち二関節以上が 全く用を廃する程度の障害) 両上肢の全指が欠損している 両上肢の全指が用を廃している
4	両下肢の機能に著しい障がいがあるもの (※両下肢それぞれの股、膝及び足の三大関節の うち二関節以上が全く用を廃する程度の障害) 両下肢の足関節以上が欠損している
5	体幹機能障害により座位保持が不可能 体幹機能障害により自力で立上り不可能
6	日常生活の自立ができない程度の障害又は病状 ・内部障害(心臓 腎臓 肝臓 血液 呼吸器) ・特定疾患等(常時安静 起床 安静度表2度以上) ※安静度表はC表参照
7	精神障害 ・精神の障害(D表の日常生活能力が10点以上) ・知的障害(最重度 知能指数20以下)
※4「両下肢の機能に著しい障がいがあるもの」と5「体幹機能障害」 は同じ障害原因での重複認定は出来ません。	

B表	
1	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの 一眼の視力が0.08で、他方の眼の視力が手動弁以下のもの 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ 両眼中心視野角度が56度以下のもの 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2	両耳の聴力がそれぞれ90dB以上
3	平衡機能の極めて著しい障害
4	そしゃく機能喪失
5	音声・言語機能喪失(耳性のもを含まず)
6	両上肢の親指と人差し指が用を廃している 両上肢の親指と人差し指が欠損している
7	左右どちらかの上肢の機能に著しい障がいがあるもの (※片上肢それぞれの肩、肘及び手の三大関節のうち 二関節以上が全く用を廃する程度の障害) 左右どちらかの上肢の全指が欠損している 左右どちらかの上肢の全指が用を廃している
8	左右どちらかの下肢の機能に著しい障がいがあるもの (※片下肢それぞれの股、膝及び足の三大関節の うち二関節以上が全く用を廃する程度の障害) 左右どちらかの下肢の足関節以上が欠損している
9	体幹機能により野外歩行に補助具が必要な状態
10	日常生活に著しい制限を受ける障害又は病状 ・内部障害(心臓 腎臓 肝臓 血液 呼吸器) ・その他の障害(日中の50%以上起床)
11	・精神の障害(D表の日常生活能力が8点以上) ・知的障害(重度 知能指数35以下)
※8「左右どちらかの下肢の機能に著しい障がいがあるもの」と 9「体幹機能障害」は同じ障害原因で重複認定は出来ません。	

C表		
安静度表(安静度生活基準表)抜粋		
	安静度1(絶対安静)	安静度2(常時安静)
洗面	寝たままですべて拭いてもらう	
食事	寝たままですべて食べさせてもらう	横になるか、または物にもたれて食べる
排便	便器を使う	便所へ行く
面会・談話	いけない	安静時間外に連続15分以内
歩行・散歩	いけない	
清拭と入浴	清拭のみ医師の指示による	入浴はいけない、清拭は人にしてもらう
洗髪	いけない	人に拭いてもらう
外来受診	外来受診は出来ないが、病状について常に医師と連絡を保つ	
身の回りのこと	人手を借りる	枕元の整理のみ
禁止事項	日光浴 酒 煙草 体操 声楽 湯治等	

D表				
日常生活能力表				
	※評価	0点	1点	2点
1	食事	1人で可	介護要	できない
2	用便(月経)の始末	1人で可	介護要	できない
3	衣服の着脱	1人で可	介護要	できない
4	簡単な買い物	1人で可	介護要	できない
5	家族との会話	通じる	少し通じる	通じない
6	家族以外の者との会話	通じる	少し通じる	通じない
7	刃物、火の危険	わかる	少しわかる	わからない
8	戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができる	不十分でもできる	できない

(令和4年4月 視力障害基準改定)

柏原市 障害福祉課